

# 一九五〇年期福建の土地改革と公地・公田

三 木 聰

はじめに

- 一 福建における土地改革の概況
- 二 土地改革前の土地所有状況と公地・公田
- 三 公地・公田の徴収をめぐる  
おわりに

## はじめに

本稿は、中華人民共和國の成立から程なくして、一九五〇年六月三十日に公布された「中華人民共和國土地改革法」(以下、「土地改革法」と略稱する)に基づいて實施された新解放區の土地改革をめぐる、特に華東軍政委員會の管轄下にあった福建省の土地改革と宗族的土地所有との關連について考察しようとするものである。標題にいう「公地」或いは「公田」とは、個々の地主・農民による所有地とは別に、農村社會に存在した共有地を表す呼稱であるが、福建においては族田・祭田・祠田・蒸嘗田・太公田等、さまざまな名稱で呼ばれた宗族の共有地が壓倒的多數を占めていた。<sup>(2)</sup>

實質的には一九七九年以降、改革・開放政策が實施されるにともない、早くも八〇年代初期には華中・華南の各地で宗族の〈復活〉が伝えられていた。<sup>(3)</sup> 八〇年代の後半には、わが國でも内戦期から一九五〇年期までの土地改革によって傳統

的農村社會が〈解體〉されたという通説に對して疑義が提出され、「傳統農村がどのように變わり、あるいは變わらなかったのか」という問題提起がなされるようになっていた。<sup>④</sup> そうした状況のもとで筆者は、一九二〇年代末から三〇年代初にかけて、贛南（江西南部）・閩西（福建西部）に展開した革命根據地（ソヴィエト區）における中國共產黨の公田をめぐる土地政策の變遷と土地革命の實踐との考察を通じて、第一に、公田に對する黨の認識が、地主・豪紳による農民搾取の物的基盤から農民自身が宗族を媒介して何らかの關わりをもつものへと變化したこと、第二に、宗族的結合の存在が、容易に克服することのできない〈革命の桎梏〉として注意が拂われると同時に、農民を糾合・團結させる〈革命の紐帶〉としての側面を有していたことを指摘した。さらに、一九五〇年の段階においても、宗族の〈解體〉が不完全なものでしかなかったのではないか、という推定を行った。<sup>⑤</sup>

その後、閩西革命根據地に關連するものでは、二〇〇〇年代に入ると、高橋伸夫氏が、閩西における共產黨の農村社會への浸透をめぐって、宗族結合の強い當該地域における黨工作の困難性と「土地改革」の限界性とを強調するとともに、やむを得ざる状況のもとで共產黨は「傳統文化の少なくとも一部を意圖的に溫存した」と指摘されたのであった。<sup>⑥</sup> また、山本眞氏は、土地革命期から四〇年代に至る時期の閩西農村地域に關する一連の研究によつて、同族意識と階級原理との矛盾の具體的な有りようを提示し、さらには宗族社會の革命・改革をめぐるオルタナティブの可能性をも明らかにされている。<sup>⑦</sup> さらに、小林一美氏は、一九三〇年の〈富田事件〉に代表される「黨内肅清」が特に宗族地帯としての客家地區の公田沒收政策とかわめて關連性が高いことを論じられたのであった。<sup>⑧</sup> 閩西以外では、江西・湖南の省境に位置する井岡山地域の農村社會を對象として、近年、鄭浩瀾氏は「革命も宗族を排除することができず、むしろそれを基盤に展開していた」と指摘されている。<sup>⑨</sup>

一方、解放後の土地改革に關する研究史を振り返ると、改革内容が「相對的に穩健」であったこともあり、七〇年代までの研究は内戦期のそれと比較して、量的には稀薄であつたといえよう。また、土地改革を歴史的に評價するに際しても、<sup>⑩</sup>

〈封建的土地所有制〉の解體と農民の〈封建的搾取〉からの解放とが自明のこととされ、いわば〈變革〉の内實についてはあまり問題とされてこなかったように思われる。<sup>11</sup>しかしながら、一九八七年における川井伸一氏の研究は、廣東の土地改革を対象に、宗族社會との關連できわめて注目すべき見解を提出されたのであった。すなわち、第一に、強固な宗族結合が存在する廣東では、土地改革の過程で「階級的組織化」を行うことは現實的に「困難」であったこと、第二に、族田の「徵收」という側面では「宗族集團」に對する配慮が見られ、黨自體も華北に比べて、より「慎重な態度」を取っていたことである。そして、さらには土地改革の後も宗族關係は「根強く存続した」という見通しを述べられたのである。<sup>12</sup>九〇年代以降、福建についても主に實地調査のデータに基づき、同様の見解が發表されている。代表的なものとして、土地改革は「同族結合を解體するほど大きな變革ではなかった」という石田浩氏の研究、および土地改革の裏側で「宗族意識は存続し、形を變えて働き続けた」と述べる阮雲星氏の研究を挙げることができる。<sup>13</sup>さらに、近年では個々の地域に密着した新たな視座が提起されており、例えば、土地改革と日中戦争・國共内戦による「戰時體制」との直接的な關係、或いは土地改革の「戰後處理」的側面についても、研究の眼差しが向けられているといえよう。<sup>14</sup>

以上の研究史的狀況を踏まえて、本稿では、主として、福建の土地改革において宗族的土地所有を中心に構成されていた公地・公田がどのように捉えられ、どのように處理されたのか、という問題について考察することにした。こうした問題の設定を行う理由の一端は、次のような「土地改革法」第三條の文言にある。<sup>15</sup>

祠堂・廟宇・寺院・教堂・學校と團體の農村に所在する土地およびその他の公地を徵收する。

同法第二條では「地主の土地」について「沒收」と規定されているのに對して、「祠堂」の土地、すなわち族田については、同法第六條に規定された「富農」および「半地主式富農」の「出租地」と同様に「徵收」の対象とされているのである。「沒收」と「徵收」との違いについては、夙に天野元之助氏が「共同の敵に對してと、然らざるものに對する慎重な政治的ふくみを考慮している」と指摘されている<sup>16</sup>。天野氏のいう「慎重な政治的ふくみ」にはどのようなことが含意さ

れているのであろうか。同じく「徴収」の対象とされた富農の問題については、土地革命期以降、一九五〇年期に至るまで一貫して土地改革研究の中心的主題の一つとされてきた。その一方で、新解放区の族田の問題については、上述の川井氏の研究を除いて、わが國ではほとんど顧みられることはなかったのである。<sup>(18)</sup> 本稿が解放後の華東區の中でも、特に宗族的土地所有が廣汎に展開していた福建省を考察の対象として公地・公田の問題を取り上げる所以である。<sup>(19)</sup>

## 一 福建における土地改革の概況

本章では、まず、福建における一九四九年の解放から土地改革の終結に至る過程について概観することにした。

人民解放軍が一方では江西省の上饒・鉛山を経て、もう一方では浙江省の江山を經由して、二方面から福建省へ入ってきたのは一九四九年五月九日であった。その日のうちに、最寄りの崇安縣城、或いは浦城縣城を解放し、その後、五月から七月にかけて、閩北（福建北部）では建陽・南平・邵武・順昌、閩東（福建東部）では福鼎・霞浦・福安等、各縣城の占領・解放を経て、八月中旬には福州に近接する連江（北東）・閩清（北西）・福清（南西）各縣の三方向から福州を目指したのであった。そして、八月十七日には、遂に省會福州市を解放したのである。解放軍は續いて、沿海地域を閩南（福建南部）方面へと進軍し、二十日には莆田、三十一日には晉江を経て、十月一日の中華人民共和國の建國を挟み、同月十七日には廈門市へと至った。また、別部隊は各方面に展開し、ほとんどの縣城は同年中に解放されたが、江西との省境に近く、閩北・閩西の中間に位置する建寧・光澤の兩縣城の解放は、五〇年の二月中旬まで遅れたのであった。<sup>(20)</sup>

その間、福州が解放されて間もなく、四九年八月二十四日には福建省人民政府が成立し、永定縣出身で閩西革命根據地の黨指導者であった張鼎丞が主席として就任した。また、その翌日には、中國共產黨福建省委の機關誌として『福建日報』が創刊された。<sup>(21)</sup>

一九四九年十一月六日、黨省委によって「如何に具體的に華東新區農村減租暫定條例を執行するかについての指示（關

於如何具體執行華東新區農村減租暫行條例的指示」が出され、その翌日「華東新區農村減租暫定條例（華東新區農村減租暫行條例）」を福建に適用するという省人民政府の布告によって、減租政策は福建全域で實施されることになった。<sup>(22)</sup>この時期の減租政策は、一般に「封建的搾取」を輕減し、「封建勢力」を弱體化させ、土地改革のための實行條件を準備するのが目的であったが、福建でも他の地域と同様に「剽匪」「反霸」「征糧」と結合して行われたのである。<sup>(23)</sup>他方、十月三十一日に、福州市に隣接する林森縣（閩侯縣）で農民協會籌備委員會が成立したのを皮切りに、翌年の四月にかけて、福建各地では縣レヴェルの農民代表會議が開かれ、農協籌委會を経て農民協會が陸續と成立した。<sup>(24)</sup>そうした状況をうけて、一九五〇年六月二十五日から七月五日にかけて、第一回福建省農民代表會議が福州で開催され、七月六日には省農民協會が正式に發足したのである。<sup>(25)</sup>また、前年の十二月から翌一月にかけて、周寧・古田・林森・建陽・同安等の各縣では、いわゆる（惡霸）に對する鬭爭大會が開かれ、なかでも林森縣の「大惡霸地主」で「鰲裏金」という渾名の附けられた孫亨梧は、一九五〇年八月五日に福州市人民法院の判決によって死刑に處せられたのであった。<sup>(26)</sup>

さて、一九五〇年六月三十日に「土地改革法」が公布された後、華東區各地には同年九月十五日附で、華東軍政委員會による「華東土地改革實施辦法の規定（華東土地改革實施辦法の規定）」が通達された。<sup>(27)</sup>福建でも、九月二十五日に「福建人民政府通令」が出され、各種メディアを通じて省内全域に伝えられたのである。<sup>(28)</sup>その後、十一月二十六日に至って、當該「規定」は中央人民政府政務院の批准を経て正式に公布された。<sup>(29)</sup>福建では、これより以前の八月中旬から土地改革の第一段階に位置づけられる（典型試験）が始まっていた。その地域は、福州周邊の閩侯・福清・長樂・閩清・連江・羅源の六縣七郷であった。<sup>(30)</sup>そうして、同年十二月以降、本格的な土地改革が展開されたのである。

福建省全體を俯瞰した場合、土地改革は三期に分けて實施された。第一期は、一九五〇年十二月から五一年の（春耕）前までの期間で、沿海の「平原地區」を主な對象として、全省の四三・三％の「郷」で行われた。<sup>(30)</sup>第二期は、五一年の（春耕）後から始まり、農作業の間隙を利用して行われ、同年の（秋收）前には終了した。この時期に實施された地域の

多くは「山區」「林區」であり、他に「漁區」「鹽區」が含まれていた。全省の四二・六%の「郷」が対象になったという。最後に、第三期であるが、五一年の〈秋收〉後から五二年の〈春耕〉前までの期間、交通の便の悪い「邊鄙な山區」に位置する一四・一%の「郷」が主たる対象であった。<sup>(31)</sup>そして、一九五二年六月二十八日には、福建の土地改革が基本的には終結したことが報道されたのである。<sup>(32)</sup>〈典型試験〉の後に、三期く四期に分けて土地改革を実施するという方式は、個々の專區・縣レヴェルにおいても採用されていた。<sup>(33)</sup>地域別に見ると、やはり沿海地區では早期に土地改革が終了しており、閩侯專區に屬する福清・閩清・羅源の各縣では、ほぼ五一年五月頃までに土地改革が完成し、福清縣では同年十一月には土地改革後の「復査」「土整」といわれる再検査も終了していた。<sup>(34)</sup>當時、晉江專區に屬した莆田縣・仙游縣でも、五一年八月頃までに土地改革は終わっていた。<sup>(35)</sup>

當初、福建の土地改革は華東區の他の地域より遅れて、一九五一年の秋から實施することになっていたようである。一九五〇年七月十日に開催された華東軍政委員會の第二次全體委員會會議の席上、主席の饒漱石は「華東の土地改革を完成させるために奮闘しよう（爲完成華東土地改革而奮闘）」という報告の中で、次のように述べているからである。<sup>(36)</sup>

皖北と浙江の一部の地區、および福建の大部分の地區は、土地改革の條件が未だ十分には熟しておらず、今冬・明春にはまさに剿匪・減租・合理的負擔および生産救災等の運動において大衆を動員し、繼續して土地改革の條件を準備して、それによって一九五一年の秋收後に土地改革を實行できるようにすべきである。

ところで、一九五〇年十一月二十六日から三十日にかけて、中國共產黨福建省委の當該年度における第三次擴大會議が福州で開催された。この時、會議で取り上げられたのが毛澤東の「緊急指示」であり、それは最終的に「拍車をかけて匪賊を討伐し、かつ土地改革運動を展開することについての決議（關於加緊剿匪及開展土地改革運動的決議）」として採擇された。<sup>(37)</sup>この毛澤東の「指示」とは、次のようなものであった。毛澤東は、同年十一月十七日附で黨中央華東局第一書記（華東軍政委員會主席）饒漱石と同局第二書記（同委員會副主席）陳毅の兩名宛に電報を送っていた。そこには三點にわたる指

示が書かれていたのである。ここでは、そのうちの第二・第三の内容について見ていくことにしたい。<sup>(38)</sup>

(二) ……閩・浙兩省では剿匪工作がきわめて重要であり、特に福建の匪禍については四・五個の主力部隊を用い、全力で追いつめて攻撃し、期限を定めて肅清すべきである。該省の剿匪の成績は他省に比べて劣っているが、原因を點檢すべきである。私は「次のように」提案する。現在より、廣汎に展開する土地改革の工作与組み合わせ（福建では迅速に土改を實行すべきである）、六ヵ月以内にすべての土匪集團を殲滅し、葉飛・「張」鼎丞に責任を持たせ、全力で行い、成績をあげさせる、と。ただ福建の土匪が消滅し、土改が完成しさえすれば、たとい蔣介石が上陸・侵攻したとしても、容易に對應できるであろう。(三) 華東のすべての工作は、米國および蔣介石の上陸・侵攻を想定するという基礎に立つて配置せねばならない。

「土地改革法」が公布される直前の一九五〇年六月二十五日に勃發した朝鮮戦争という現實と、併せて浮かび上がった蔣介石による大陸反攻の可能性とは、毛澤東に大いなる危機感を抱かせていたといえよう。<sup>(39)</sup> そうした危機を回避するためには土地改革を迅速に完成させ、農村の新たな體制を強固なものにしなければならなかったのである。特に、當該電報では臺灣との前線に位置する福建を名指しで、「土匪の消滅」と「土改の完成」とを「迅速に」進めることを要求しているのである。この點には留意する必要がある。

毛澤東の電報を受信した華東局によって、同年十二月五日に出されたのが「豫定を早めて土地改革を完成することについての指示（關於提早完成土地改革的指示）」であった。全八條からなる「指示」の第一條では、「アメリカ帝國主義」による「侵略戦争」の擴大という状況下にあつて、當初の豫定を早めて土地改革を完成させることが現時點における「最も切迫した任務」であると謳われている。また、第八條では、華東區のなかで唯一、福建の名前を擧げて「剿匪」と「土改」とを結合して行うことが改めて規定されているのである。<sup>(40)</sup> さらに、十二月十日から十五日まで福州で開かれた、省人民政府第二次全體委員會議における主席張鼎丞の報告「福建の土地改革を完成するために奮闘しよう（爲完成福建土地改革而闘

争」でも、今後は「迅速にして廣汎に土地改革を實行し」或いは「廣汎にして迅速に土地改革を行う」という段階に進むべき」ことが指示されたのであった。<sup>(41)</sup>

以上、本章では、福建における土地改革までの経緯についてきわめて簡略に概観してきたが、福建の土地改革は一九五〇年の〈秋收〉後、十二月頃から本格的に實施され、省全體としては一九五二年六月の段階において基本的には完成・終結したのであった。しかしながら、おそらくは當初の豫定を前倒しにして土地改革が本格的に實施される直接的な要因になったと思われる、一九五〇年十一月の毛澤東の「緊急指示」は、すでに事實上、參戰していた朝鮮戦争と蔣介石の大陸反攻とに對する危機感を色濃く滲ませるものであった。こうした現實は、華東區の中でも特に福建において、土地改革をじっくりと徹底して行うという餘裕を奪い取り、豫定を早めて迅速に實施・終結せざるを得ない狀況へと導いていったのではなからうか。また、こうした問題は、おそらくは後述する公地・公田の處理においても、少なからざる影響を及ぼしたものである。<sup>(42)</sup>

## 二 土地改革前の土地所有狀況と公地・公田

「土地改革法」が公布されるほぼ半月前の、一九五〇年六月十四日から北京で始まった中國人民政治協商會議第一回全國委員會第二次會議の席上、劉少奇は著名な「土地改革問題についての報告（關於土地改革問題的報告）」を行った。<sup>(43)</sup> 周知のように、當該報告は「土地改革法」の内容を補完するものであったが、その中で劉少奇は、中國が土地改革を必要とする理由として、土地制度が「きわめて不合理」である點を挙げ、次のように指摘している。すなわち、農村の人口の一〇%にも満たない地主・富農が七〇〜八〇%の土地を所有する一方で、人口の九〇%以上を占める貧農・雇農・中農等はわずか二〇〜三〇%の土地しか所有していない、と。これ自體は「舊中國の一般的な土地狀況」について述べたものであるが、それと同時に「最近の華東および中南におけるいくつかの農村の調査資料」によれば、と斷りつつ、劉少奇はまた次

のように述べている。当該地域では地主の所有する土地と公地とが三〇～五〇％を、富農の土地が一〇～一五％を、そして中農・貧農・雇農の土地が併せて三〇～四〇％を占めている、と。先の「一般的な土地状況」とはかなり異なる数値がここでは示されているが、一見すると、華東區における地主の土地所有がそれほど極端には展開していないような印象を受けるのである。

さて、劉少奇の「報告」が當然のように土地改革のための政治的プロパガンダとしての意味合いが強いことは言を俟たないであろう。しかし、ここでまず注目しておきたいことは、劉少奇が華東・中南兩區における「農村の調査資料」に言及していることである。華東區では、すでに内戦期に土地改革が始まっていた山東省を除くと、一九四九年の後半から各地で農村調査が行われ、これらの調査データおよび調査報告は、そのほとんどが一九五〇年内に集積されていた。<sup>(45)</sup> 例えば、福建ではその一部が『福建日報』紙上で公表されている。<sup>(46)</sup> こうした状況を前提として、華東區における土地改革がほぼ終結した後の一九五二年十二月、華東軍政委員會土地改革委員會ののもとに「華東農村經濟資料」と銘打って、全五冊（全六分冊）で編輯・刊行されたのが『江蘇省農村調査』（第一分冊）、『浙江省農村調査』（第二分冊）、『福建省農村調査』（第三分冊）、『安徽省農村調査』（第四分冊）および『山東省・華東各大中城市郊區農村調査』（第五・第六分冊）である。<sup>(47)</sup>

こうした各省レヴェルの農村調査と同様に、一九五二年十二月には、同じく華東軍政委員會土地改革委員會編『華東區土地改革成果統計』が出されている。<sup>(48)</sup> わずか二十四頁で、十種類の統計表によって構成されている当該書に収録された「土地改革前華東農村各階級（層）土地占有情況統計」を「表1」として提示し、また、その「附表（一）」として掲載されている「土地改革前華東各省（區）市農村各階級（層）土地占有情況統計表」を地域ごとに整理したのが「表2」から「表5」までである。「表1」には華東區全體の統計數値が、「表2」「表5」にはそれぞれ蘇南・安徽・浙江・福建のデータが挙げられている。<sup>(49)</sup>

まず「表1」によれば、華東區全體で、地主・富農（半地主式富農を含む。以下、同）は戶數比で五・三三％、人口比で

[表 1] 土地改革前華東農村各階層土地所有狀況

| 階 層     | 戸 數        | 戸數比<br>(%) | 人口數        | 人口數比<br>(%) | 土 地 (市畝)       |         |       |
|---------|------------|------------|------------|-------------|----------------|---------|-------|
|         |            |            |            |             | 畝 數            | 畝數比 (%) | 平均畝數  |
| 地 主     | 485,428    | 3.07       | 2,612,643  | 4.00        | 37,265,955.29  | 26.17   | 14.26 |
| 半地主式富農  | 50,924     | 0.32       | 271,102    | 0.41        | 1,952,643.21   | 1.37    | 7.20  |
| 富 農     | 306,081    | 1.94       | 1,794,629  | 2.75        | 8,321,251.86   | 5.84    | 4.64  |
| 工 商 業 者 | 59,326     | 0.38       | 314,397    | 0.48        | 443,405.93     | 0.31    | 1.41  |
| 小土地出租者  | 375,009    | 2.37       | 1,110,337  | 1.70        | 3,639,183.90   | 2.56    | 3.28  |
| 中 農     | 5,173,128  | 32.72      | 23,783,996 | 36.40       | 47,918,593.66  | 33.65   | 2.01  |
| 貧 農     | 7,612,914  | 48.15      | 29,863,778 | 45.71       | 25,644,368.04  | 18.01   | 0.86  |
| 雇 農     | 784,635    | 4.96       | 2,087,140  | 3.19        | 700,931.31     | 0.49    | 0.34  |
| 手工業工人   | 69,464     | 0.44       | 258,104    | 0.40        | 50,081.14      | 0.03    | 0.19  |
| そ の 他   | 893,999    | 5.65       | 3,243,537  | 4.96        | 1,786,887.31   | 1.25    | 0.55  |
| 公 田     | —          | —          | —          | —           | 14,696,521.86  | 10.32   | —     |
| 合 計     | 15,810,888 | 100.00     | 65,339,663 | 100.00      | 142,419,823.51 | 100.00  | 2.18  |

表註：統計範圍として「浙江 76 縣、安徽 71 縣（市）・4 市郊、福建 66 縣・2 市郊、蘇南 22 縣中 1,722 鄉、合計 235 縣（市）・6 市郊、1,722 鄉」という數が擧げられている。

典據：華東軍政委員會土地改革委員會編『華東區土地改革成果統計』1952 年，2 頁。

[表 2] 土地改革前蘇南農村各階層土地所有狀況

| 階 層     | 戸 數       | 戸數比<br>(%) | 人口數       | 人口數比<br>(%) | 土 地 (市畝)      |         |        |
|---------|-----------|------------|-----------|-------------|---------------|---------|--------|
|         |           |            |           |             | 畝 數           | 畝數比 (%) | 平均畝數   |
| 地 主     | 42,563    | 2.50       | 226,098   | 3.18        | 3,683,299.83  | 28.30   | 16.29  |
| 公 田     | 28,319    | 1.67       | 5,331     | 0.07        | 768,165.05    | 5.90    | 144.09 |
| 富 農     | 37,885    | 2.23       | 216,627   | 3.05        | 912,012.19    | 7.01    | 4.21   |
| 中 農     | 512,161   | 30.14      | 2,424,649 | 34.11       | 4,113,937.30  | 31.61   | 1.70   |
| 貧 農     | 882,086   | 51.90      | 3,569,034 | 50.21       | 2,715,092.61  | 20.86   | 0.76   |
| 雇 農     | 57,111    | 3.36       | 168,712   | 2.37        | 57,214.79     | 0.44    | 0.34   |
| 手工業工人   | —         | —          | —         | —           | —             | —       | —      |
| 小 商 販   | —         | —          | —         | —           | —             | —       | —      |
| 工 商 業 者 | 11,064    | 0.65       | 51,383    | 0.72        | 148,001.17    | 1.14    | 2.88   |
| 小土地出租者  | 65,520    | 3.86       | 205,946   | 2.90        | 479,058.19    | 3.68    | 2.33   |
| そ の 他   | 62,761    | 3.69       | 240,925   | 3.39        | 137,985.17    | 1.06    | 0.57   |
| 合 計     | 1,699,470 | 100.00     | 7,108,705 | 100.00      | 13,014,696.30 | 100.00  | 1.83   |

典據：同前、3 頁。

[表 3] 土地改革前安徽農村各階層土地所有狀況

| 階 層     | 戸 數       | 戸數比<br>(%) | 人口數        | 人口數比<br>(%) | 土 地 (市畝)      |         |       |
|---------|-----------|------------|------------|-------------|---------------|---------|-------|
|         |           |            |            |             | 畝 數           | 畝數比 (%) | 平均畝數  |
| 地 主     | 240,545   | 3.81       | 1,311,764  | 4.84        | 25,256,995.01 | 30.87   | 19.25 |
| 公 田     | —         | —          | —          | —           | 3,415,431.26  | 4.17    | —     |
| 富 農     | 168,934   | 2.68       | 996,687    | 3.67        | 6,477,087.77  | 7.92    | 6.50  |
| 中 農     | 2,164,998 | 34.29      | 10,169,565 | 37.51       | 28,366,337.23 | 34.67   | 2.79  |
| 貧 農     | 3,088,405 | 48.92      | 12,623,773 | 46.56       | 15,381,544.15 | 18.80   | 1.22  |
| 雇 農     | 365,997   | 5.79       | 1,082,831  | 3.99        | 479,993.60    | 0.59    | 0.44  |
| 手工業工人   | —         | —          | —          | —           | —             | —       | —     |
| 小 商 販   | —         | —          | —          | —           | —             | —       | —     |
| 工 商 業 者 | —         | —          | —          | —           | —             | —       | —     |
| 小土地出租者  | 122,882   | 1.95       | 339,039    | 1.25        | 1,991,391.07  | 2.43    | 5.87  |
| そ の 他   | 161,837   | 2.56       | 590,880    | 2.18        | 455,063.60    | 0.55    | 0.77  |
| 合 計     | 6,313,598 | 100.00     | 27,114,539 | 100.00      | 81,823,843.69 | 100.00  | 3.02  |

典據：同前、3-4 頁。

[表 4] 土地改革前浙江農村各階層土地所有狀況

| 階 層     | 戸 数       | 戸数比<br>(%) | 人口数        | 人口数比<br>(%) | 土 地 (市畝)      |         |      |
|---------|-----------|------------|------------|-------------|---------------|---------|------|
|         |           |            |            |             | 畝 数           | 畝数比 (%) | 平均畝数 |
| 地 主     | 140,377   | 2.81       | 711,917    | 3.64        | 5,663,524.00  | 20.66   | 7.96 |
| 公 田     | —         | —          | —          | —           | 4,480,794.00  | 16.35   | —    |
| 富 農     | 100,381   | 2.01       | 557,188    | 2.85        | 1,854,564.00  | 6.77    | 3.33 |
| 中 農     | 1,499,065 | 29.98      | 6,578,200  | 33.66       | 8,888,239.00  | 32.43   | 1.35 |
| 貧 農     | 2,402,511 | 48.04      | 9,042,775  | 46.27       | 4,749,286.00  | 17.33   | 0.53 |
| 雇 農     | 258,299   | 5.16       | 589,544    | 3.02        | 107,093.00    | 0.39    | 0.18 |
| 手工業工人   | 12,461    | 0.25       | 52,086     | 0.27        | —             | —       | —    |
| 小 商 販   | —         | —          | —          | —           | —             | —       | —    |
| 工 商 業 者 | 20,875    | 0.42       | 101,936    | 0.52        | 169,140.00    | 0.62    | 1.66 |
| 小土地出租者  | 118,489   | 2.37       | 350,787    | 1.80        | 669,365.00    | 2.44    | 1.91 |
| そ の 他   | 448,114   | 8.96       | 1,557,644  | 7.97        | 824,177.00    | 3.01    | 0.53 |
| 合 計     | 5,000,572 | 100.00     | 19,542,077 | 100.00      | 27,406,182.00 | 100.00  | 1.40 |

典據：同前、4 頁。

[表 5] 土地改革前福建農村各階層土地所有狀況

| 階 層     | 戸 数       | 戸数比<br>(%) | 人口数        | 人口数比<br>(%) | 土 地 (市畝)      |         |      |
|---------|-----------|------------|------------|-------------|---------------|---------|------|
|         |           |            |            |             | 畝 数           | 畝数比 (%) | 平均畝数 |
| 地 主     | 63,105    | 2.23       | 368,364    | 3.17        | 2,753,304.41  | 13.50   | 7.47 |
| 公 田     | —         | —          | —          | —           | 5,986,632.13  | 29.36   | —    |
| 富 農     | 52,118    | 1.84       | 306,316    | 2.64        | 1,054,511.73  | 5.17    | 3.44 |
| 中 農     | 999,902   | 35.24      | 4,624,861  | 39.80       | 6,597,744.14  | 32.36   | 1.43 |
| 貧 農     | 1,246,933 | 43.95      | 4,646,762  | 39.99       | 2,833,596.43  | 13.90   | 0.61 |
| 雇 農     | 104,514   | 3.68       | 250,766    | 2.16        | 59,340.79     | 0.29    | 0.24 |
| 手工業工人   | 56,565    | 1.99       | 206,133    | 1.77        | 50,093.29     | 0.25    | 0.24 |
| 小 商 販   | 32,530    | 1.15       | 149,050    | 1.28        | 42,118.94     | 0.20    | 0.28 |
| 工 商 業 者 | 27,818    | 0.98       | 172,553    | 1.48        | 136,949.39    | 0.67    | 0.79 |
| 小土地出租者  | 68,643    | 2.42       | 214,550    | 1.85        | 509,177.51    | 2.50    | 2.37 |
| そ の 他   | 185,035   | 6.52       | 680,648    | 5.86        | 367,536.27    | 1.80    | 0.54 |
| 合 計     | 2,837,163 | 100.00     | 11,620,003 | 100.00      | 20,391,005.03 | 100.00  | 1.75 |

典據：同前、4 頁。

七・一六%を占めており、土地所有の割合は三三・三八%である。他方、中農・貧農・雇農は戸数比が八五・八三%、人口比が八五・三〇%と壓倒的多数を占めているが、土地所有の割合も併せて五二・一五%であり、地主・富農の土地を大きく超えている。中農が所有する土地（三三・六五%）も地主のそれ（二六・一七%）を比率では上回っているのである。また、公田については華東區全體で一〇・三二%という數値が示されている。

次に「表2」「表5」の數値から窺えることとして、およそ次の三點を擧げることができよう。第一に、本稿の主題との關連でいえば、土地所有狀況に占める公田の割合が、蘇南では五・九〇%、安徽では四・一七%、浙江では一六・三五%に對して、福建の公田は二九・三六%という、突出して高い數値を示している

ことである。第二に、先の劉少奇の言説、すなわち「きわめて不合理」といわれた「一般的な土地状況」はもとより、「華東・中南における」それよりも、四地域すべてにおいて中農・貧農・雇農の土地所有の割合が地主・富農のそれを大きく上回っていることである。特に福建では地主・富農の土地所有の割合が一八・六七％と四地域の中では最も低く、安徽（三八・七九％）の半分以下の比率でしかない。そして、第三に、第二の點とも関連するが、中農の土地所有率が意外なほど高いことである。地主と中農との比較で言えば、蘇南では前者二八・三〇％と後者三一・六一％、安徽では同じく三〇・八七％と三四・六七％、浙江では二〇・六六％と三一・四三％、そして福建では一三・五〇％と三一・三六％というように、すべての地域で中農の所有する土地の割合は地主のそれを超えており、福建では二倍以上の較差となっているのである。<sup>(50)</sup>

ところで、福建内部における土地改革前の土地所有状況はどのようなものだったであろうか。ここでは、現時點で比較的容易に接することのできるデータとして、主に一九九〇年代以降、二〇〇〇年代にかけて陸續と刊行された、福建各地の新編地方志の「土地改革」の項に提示されているものを利用することにした。〔表6〕は、土地改革時期の福建の八專區ごとに三十五地域・三十縣の數値データを整理したものである。<sup>(51)</sup>

福建省全體の縣數からすれば、半分にも満たないデータであるが、〔表6〕<sup>(52)</sup>

〔表6〕 土地改革前福建各地の公田および各階層の土地所有比率（％）

| 專區 | 縣名等  | 公田    | 地主    | 富農   | 中農    | 貧農    | 雇農   | その他   | 典據   |
|----|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|
| 閩侯 | 福清市  | 10.93 | 15.40 | 6.20 | 42.41 | 19.84 | 0.30 | 4.92  | (1)  |
|    | 羅源縣  | 32.16 | 19.40 | 5.91 | 19.66 | 14.32 | 0.78 | 7.77  | (2)  |
|    | 閩清縣  | 39.44 | 10.50 | 5.61 | 22.08 | 12.32 |      | 10.05 | (3)  |
| 建陽 | 邵武市  | 36.37 | 26.90 | 7.49 | 18.35 | 6.80  | 0.20 | 3.89  | (4)  |
|    | 建甌縣  | 45.01 | 19.70 | 7.85 | 17.22 | 7.10  | 0.26 | 2.86  | (5)  |
|    | 浦城縣  | 31.93 | 31.38 | 7.43 | 17.74 | 3.87  | 0.11 | 7.54  | (6)  |
|    | 松溪縣  | 35.88 | 10.47 | 2.70 | 24.32 | 11.30 | 0.11 | 15.22 | (7)  |
|    | 政和縣  | 28.70 | 23.60 | 6.39 | 24.10 | 12.60 | 0.20 | 4.41  | (8)  |
|    | 南平地區 | 41.99 | 14.30 | 7.42 | 23.35 | 10.04 | 0.30 | 3.77  | (9)  |
| 南平 | 南平市  | 44.71 | 19.62 | 7.43 | 17.09 | 8.49  | 1.21 | 1.45  | (10) |
|    | 尤溪縣  | 47.38 | 13.83 | 5.93 | 17.80 | 8.46  | 0.16 | 6.44  | (11) |
|    | 沙 縣  | 49.74 | 15.68 | 6.37 | 16.61 | 6.43  | 0.15 | 5.02  | (12) |
|    | 順昌縣  | 25.50 | 19.64 | 8.52 | 28.56 | 10.25 | 0.15 | 7.38  | (13) |
|    | 將樂縣  | 32.84 | 13.69 | 8.23 | 27.52 | 12.08 | 0.16 | 5.48  | (14) |
|    | 建寧縣  | 23.68 | 19.70 | 9.87 | 23.74 | 10.88 | 0.13 | 12.00 | (15) |

| 專區 | 縣名等  | 公田    | 地主    | 富農   | 中農    | 貧農    | 雇農   | その他   | 典據   |
|----|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|
| 晉江 | 泉州市  | 16.52 | 4.06  | 2.82 | 57.28 | 12.88 | 0.18 | 6.26  | (16) |
|    | 仙游縣  | 40.29 | 8.47  | 3.08 | 30.44 | 13.98 | 0.06 | 3.68  | (17) |
|    | 安溪縣  | 17.53 | 5.20  | 4.78 | 44.96 | 19.46 | 0.52 | 7.55  | (18) |
|    | 永春縣  | 39.24 | 6.25  | 2.83 | 29.90 | 11.50 | 0.21 | 10.07 | (19) |
|    | 德化縣  | 27.82 | 11.21 | 9.12 | 32.36 | 12.63 | 0.08 | 6.78  | (20) |
| 龍溪 | 漳州市  | 19.31 | 11.70 | 6.33 | 38.77 | 17.54 | 0.19 | 6.16  | (21) |
|    | 龍溪縣  | 16.89 | 13.98 | 7.68 | 38.58 | 16.55 | 0.25 | 6.07  | (22) |
|    | 海澄縣  | 18.25 | 16.56 | 6.45 | 36.72 | 16.55 | 0.09 | 5.38  | (23) |
|    | 詔安縣  | 26.20 | 6.20  | 5.60 | 42.40 | 15.00 | 0.10 | 4.50  | (24) |
|    | 平和縣  | 21.99 | 13.22 | 4.08 | 38.84 | 19.10 | 0.16 | 2.61  | (25) |
|    | 華安縣  | 19.89 | 17.19 | 5.82 | 36.55 | 14.93 | 0.35 | 5.27  | (26) |
|    | 三明市  | 44.10 | 13.59 | 6.69 | 21.14 | 10.82 | 0.26 | 3.40  | (27) |
| 永安 | 清流縣  | 35.88 | 10.47 | 2.74 | 24.32 | 11.30 | 0.11 | 15.18 | (28) |
|    | 寧化縣  | —     | 10.51 | 3.18 | 29.19 | 11.24 | 0.28 | 45.60 | (29) |
|    | 大田縣  | 38.94 | 10.05 | 6.02 | 26.31 | 15.41 | 0.54 | 2.73  | (30) |
| 龍巖 | 龍巖地區 | 42.69 | 7.96  | 3.90 | 22.44 | 18.37 | 0.35 | 4.29  | (31) |
|    | 漳平縣  | 36.12 | 9.81  | 4.85 | 31.92 | 12.21 | 0.08 | 5.01  | (32) |
|    | 長汀縣  | 49.07 | 4.79  | 2.31 | 20.03 | 17.56 | 0.08 | 6.16  | (33) |
| 福安 | 福鼎縣  | 24.41 | 18.78 | 3.16 | 29.44 | 15.71 | 0.68 | 7.82  | (34) |
|    | 周寧縣  | 30.15 | 16.85 | 4.33 | 23.36 | 21.23 | 0.99 | 3.09  | (35) |

表註：「縣名等」の項は典據とした新編地方志の名稱によった。「公田」の項は各地方志によって「公地」「公田」「封建公田或機動田」「族廟學田」「公輪田機動田」「氏族公田」等と呼ばれているものを一括して「公田」とした。各項目の数値は小数點以下二桁に統一して表記した。

典據：以下、煩雜を避けるために書名・書誌・頁数のみの表記に止めた。(1) 新編『福清市志』廈門大學出版社・廈門、1994年、176-177頁。(2) 同『羅源縣志』方志出版社・北京、1998年、174-175頁。(3) 同『閩清縣志』群衆出版社・北京、1993年、135頁。(4) 同『邵武市志』群衆出版社・北京、341頁。(5) 同『建甌縣志』中華書局・北京、1994年、123頁。(6) 同『浦城縣志』中華書局・北京、1994年、244頁。(7) 同『松溪縣志』中國統計出版社・北京、1994年、153頁。(8) 同『政和縣志』中華書局・北京、1994年、157頁。(9) 同『南平地區志』第1冊、方志出版社・北京、2004年、349頁。(10) 同『南平市志』上冊、中華書局・北京、1994年、615頁。(11) 同『尤溪縣志』福建省地圖出版社・福州、115頁。(12) 同『沙縣志』中國科學技術出版社・北京、1992年、143頁。(13) 同『順昌縣志』中國統計出版社・北京、1994年、150頁。(14) 同『將樂縣志』方志出版社・北京、1998年、179-180頁。(15) 同『建寧縣志』新華出版社・北京、1995年、111頁。(16) 同『泉州市志』第1冊、中國社會科學出版社・北京、2000年、535頁。ここでの数値は莆田・仙遊・同安の三縣を含む晉江專區全体のデータである。(17) 同『仙游縣志』方志出版社・北京、1995年、159頁。(18) 同『安溪縣志』上冊、新華出版社・北京、1994年、178-179頁。(19) 同『永春縣志』語文出版社・北京、1990年、187頁。(20) 同『德化縣志』新華出版社・北京、1992年、135頁。(21) 同『漳州市志』第1冊、中國社會科學出版社・北京、1999年、566-567頁。(22) 同『龍海縣志』東方出版社・北京、1993年、106頁。(23) 同前、107頁。(24) 同『詔安縣志』福建教育出版社・福州、1999年、196頁。(25) 同『平和縣志』群衆出版社・北京、1994年、211頁。(26) 同『華安縣志』廈門大學出版社・廈門、1996年、122頁。(27) 同『三明市志』第1冊、方志出版社・北京、2002年、469頁。ここでの数値は當時、南平專區に屬した尤溪・沙溪・將樂・泰寧・建寧五縣を含むデータである。(28) 同『清流縣志』中華書局・北京、1994年、111頁。(29) 同『寧化縣志』福建人民出版社・福州、1992年、167頁。なお當該縣志では「公田」の数値は「その他」として一括されているため「公田」の項には数値を入れていない。(30) 同『大田縣志』中華書局・北京、1996年、204頁。(31) 同『龍巖地區志』上冊、上海人民出版社・上海、1992年、213頁。(32) 同『漳平縣志』生活・讀書・新知三聯書店、1995年、149-150頁。(33) 同『長汀縣志』生活・讀書・新知三聯書店・北京、1993年、125頁。(34) 同『福鼎縣志』中國統計出版社・北京、1993年、343頁。(35) 同『周寧縣志』中國科學技術出版社・北京、1993年、98頁。

の数値からは、次のような點を確認することができよう。第一に、各地の公田の比率については、新編地方志段階の行政区畫とは異なっているが、大きな區域で見た場合、沿海地域の泉州市が一六・五二%、漳州市が一九・三一%であるのに對して、内陸に位置する南平地區は四一・九九%、三明市は四四・一〇%、龍巖地區は四二・六九%というように、きわめて高い數値を示していることである。<sup>53)</sup> また、個別の縣でも同様に、沿海の福清縣(閩侯專區)が一〇・九三%、龍溪縣(龍溪專區)が一六・八九%、海澄縣(同)が一八・二五%に對して、内陸の建甌縣(建陽專區)は四五・〇一%、沙縣(南平專區)は四九・七四%、尤溪縣(同)は四七・三八%、長汀縣(龍巖專區)は四九・〇七%となっているのである。全般的に沿海地域のデータが些か少ない嫌いはあるが、福建では概して沿海地域よりも内陸の《山區》といわれる地域において、公田はより廣汎に展開していた。<sup>54)</sup> 第二に、地主・富農の所有する土地を併せた割合が概して低い數値を示していることであり、中農・貧農・雇農の土地を合計した數値を超える地域は、わずかに建甌縣(建陽專區)・浦城縣(南平專區)・邵武縣(同)の三縣のみである。また、地主の所有地に限定して見るならば、晉江專區(泉州市)では全體として四・〇六%と極端に低い比率を示しており、仙游・安溪・永春の三縣も五・八%臺の數値となっている。そのほかにも、詔安縣(龍溪專區)は六・二〇%、長汀縣は七・一〇%である。第三に、地主・富農の所有地とは對照的に、やはり中農の所有する土地の割合が比較的高い數値を示していることである。特に晉江專區は五七・二八%、福清縣では四二・四一%、詔安縣では四二・四〇%という、非常に高い比率の地域も存在していた。

以上、土地改革以前の福建における土地所有狀況を探るために、各階層が所有する土地と公田との割合に關する數値データを、華東區の中でも、土地所有率に占める公田の割合が突出して高い數値を示している福建では、地主・富農の土地の比率がきわめて低く、その一方で、華東區の他の地域と同様に中農の土地の割合が比較的高いという特徴を見出すことができる。當然のように「土地改革法」では一切「侵害してはならない」と規定された中農の土地を除外すると、福建で<sup>55)</sup>

は公田を地主の土地と同様に没収の対象としない限り、土地改革の一方の柱である〈農民的土地所有〉の確立、すなわち貧農・雇農に對して改革の〈果實〉をそれなりに分配することなど、端から不可能であったということになろう。

### 三 公地・公田の徴収をめぐる

すでに〈前稿〉で述べたように、土地革命期の中國共產黨の公田認識は、一九二八年七月段階（中國共產黨六大會「土地問題についての決議」の地主・豪紳による農民搾取の物的基盤というものから、一九三一年十二月（中華ソヴィエト共和国土地法）には農民自身が関わりをもつがゆえに、農民の「宗教感情」に配慮しなければならないものへと變化し、最終的には、一九三三年十月十日に出された「土地鬭爭中のいくつかの問題についての決定（關於土地鬭爭中一些問題的決定）」の「公堂の管理（管公堂）」において確立したのであった。「公堂の管理」とは、まさしく族田等の公田の所有・管理に關わるものであるが、當該の「決定」ではそれ自體が基本的には「搾取行爲」であると認定しながらも、「地主・富農・資本家による公堂の管理」と「工・農・貧民による公堂の管理」とが截然と分けられ、その「註」には次のように書かれていた。

但し、一部の小さな公堂は工・農・貧民大衆によつて輪番で管理されており、搾取量もきわめて少なく、從つて、管理者の階級成分を構成する一つの要素とすることはできない。一部の人は公堂を管理しただけですべて地主・富農な<sup>(56)</sup>いしは資本家であると考えているが、それは誤りである。

まさに、農民を管理の主體とする公田は必ずしも没収の対象とはされず、何らかの別の措置が取られることになつてい<sup>(56)</sup>たといえよう。

こうした公田認識は、中央政府レヴェルでは一九五〇年期の土地改革においても踏襲されていたと思われる。一九五〇年八月二十日に公布された政務院「農村の階級成分を區分することについての決定（關於劃分農村階級成份的決定）」は「土

地改革法」の実施に向けて、それを補完する役割を果たすものであったが、その中に「土地闘争中のいくつかの問題についての決定」がほぼそのまま収められているからである。<sup>(57)</sup>

では、この時期、華東區において、公地・公田はどのように取り扱うべきものと考えられていたのであろうか。すでに觸れた、一九五〇年七月における饒漱石の報告（華東の土地改革を完成させるために奮闘しよう）には、次のような記述が存在する。<sup>(58)</sup>

第五に、華東の公地は比較的多く（調査によれば、華東各地の公地は一般的に全耕地のほぼ一〇～一五%前後を占めており、多いところでは二〇%以上に達するものがある）、まさに「土地改革法」第三條の規定によつて處理すべきである。宗教の土地および宗族の土地を處理するときは、必ずや人民の宗教的感情と宗族の感情に配慮しなければならない。……宗族の土地を分配するときは、まさに本族の農民の意見を尊重するように心がけ、併せて適度に本族の土地のないか、土地の少ない農民の要求に配慮すべきである。

公田の處理に當たつては、農民の「宗教的感情を阻害しない」という、土地革命期の「中華ソヴィエト共和國土地法」第六條に登場した考え方が、ここでは「宗族の土地」に對する「宗族的感情」に配慮するという、より明確なかたちで繼承されているのである。<sup>(59)</sup>その後、九月の段階で福建に到達された「華東土地改革實施辦法の規定」に見える「土地改革中の各項目の具體的政策についての補充規定」の（五）でも、「祠堂・廟宇」等の公地の「徵收および分配」に際して注意すべきことが、次のように規定されている。<sup>(60)</sup>

族田を徵收し、分配するときは、まさに本族農民の意見を尊重するように心がけるべきであり、併せて適度に本族の土地のないか、土地の少ない農民の要求に配慮すべきである。少量の祭田を斟酌して残すか否かについては、本族の農民が自ら協議して處理しても構わない。

先の饒漱石の報告をそのまま踏襲して宗族農民の所有意識に配慮するとともに、「少量の祭田」すなわち族田のごく一

部の存續が宗族農民の意志に委ねられているのである。<sup>(6)</sup>この段階では、まさしく宗族的土地所有の全面的な解體は志向されていなかったといえよう。「土地改革法」第三條が「沒收」ではなく「徵收」と記した意味の一端はここに表出しているのではなからうか。

次に、こうした華東區の公地・公田の處理についての方針に對して、福建ではどのような對應がなされたのであろうか。一九五〇年十二月に、張鼎丞は「福建の土地改革を完成させるために奮闘しよう」の中で、「祠堂・廟宇」等の「土地問題」に關して、

これらの土地の大部分は地主階級によつて支配され、農民に對して封建的搾取を行つており、われわれの典型試驗郷の經驗によれば、大多數の農民はこれらの土地の分配を要求している。従つて、まさに土地改革法第三條の規定によつて徵收・分配すべきである。一部の地域でその地の農民の衆議を経て若干の公益事業用の田（橋の修理、渡船、茶亭）を保留することを要求するときは、斟酌して保留しても構わないが、但し佃權を確定して、生産に利するようにすべきである。

と述べている。<sup>(62)</sup>ここでは、公田が地主の農民に對する「封建的搾取」の物的基盤となつているという、いわば〈當初〉型の公田認識が改めて表明されており、少量の族田を保留して存續させるか否かという問題は棚上げされ、「公益事業田」の問題にすり替えられているのである。「土地改革法」および「華東土地改革實施辦法の規定」に依據して福建で土地改革を実施するという段階において、公田に對する認識はまさに〈後退〉ともいふべき狀況に立ち至つていたと看做すことができる。

ところで、土地改革の直前に實施された農村調査において、福建の公地・公田、すなわち族田・祭田等の宗族的土地所有體は、どのように把握されていたのであろうか。福建の土地所有狀況および公田の比率については、すでに前章で検討を加えたが、ここでは族田の具體的な存在形態について少しく見ていくことにしたい。

一九五〇年八月二十九日の『福建日報』には、靳蘇賢「南平專區六個村調査——祭・廟・社田の迷信浪費——」という記事が掲載されている。<sup>(63)</sup>その内容は、南平專區に所屬する古田縣・沙縣・尤溪縣の、併せて六カ村の「封建性を帯びた公田」に關する實地調査の報告であつた。それぞれの村の耕地面積に占める公田の割合が四七・八%（沙縣鎮江村）〜七五・八%（古田縣七保村）というきわめて高い數値を示しているように、當該記事には福建の公田に關する典型村の調査という意味合いが込められていたように思われる。また、この記事における全體の基調は、次の叙述に表現されているといえよう。

公田の經營人は、すべて族長・社首・會頭であり、彼らの大多數は地主・惡霸・富農等の封建統治階級である。農民の團結を破壊し、宗派間の敵視關係を挑發して彼らの封建統治を維持するために、一般には本姓・本社の農民が本姓・本社の祭田・社田を耕作することはできないと規定されていた。

まさしく、土地革命期以來の公田は「地主・惡霸・富農」による「封建統治」の手段であり、「宗派間の敵視關係を挑發して」というように宗族自體は〈革命の桎梏〉でしかないという政治的メッセーj性を窺うことができた。<sup>(64)</sup>しかしながら、この時期の農村調査に描かれた公田のイメージは、必ずしもそのようなものばかりではなかったのである。

すでに觸れたように、一九五二年に刊行された『福建省農村調査』には、福建省農民協會による「福建省共有田調査」（一九五〇年春）が收録されていた。そこでも「共有田」の割合については言及されているが、比率の高いものとして、先の「南平專區六個村調査」にも見られた古田縣七保村の七五・八%、さらには永定縣（龍巖專區）中川村の七〇・〇四%等が例示されている。<sup>(65)</sup>しかしながら、當該調査では必ずしも公田が地主・豪紳の支配・掌握するものばかりとは捉えられていないのである。すなわち「福建省共有田調査」は「族田の共有者の階級成分はかなり複雑である」と述べて、古田縣羅華村に見られる三種類の族田に言及している。ともに魏姓の族田であるが、（A）魏西源公の族田一九・七五畝は「共同所有者」が「地主一戸、富農二戸、富裕中農二戸、中農十三戸、貧農三十一戸、雇農十戸、商人四戸、手工業者二戸、

革命職員四戸、自由職業者および店員各二戸、合計七十三戸」であった。(B) 魏桂生公の族田六八・七六畝および魏宜添公の族田三〇七・八六畝は、それぞれ地主三戸および同四戸の「共同所有」であった。そして、(C) 魏善侯公の族田一七・八畝は「貧農の魏宜僑・宜旺・興生……等五戸の共同所有」であったという。特に(C)の族田の場合、「華東土地改革實施辦法の規定」では、ごく單純に(B)の地主が掌握する族田と同様に「徵收」の対象となるものではなかったであろう。また(A)の族田の場合もきわめて複雑な様相を呈しており、やはり慎重な對應が必要とされたのではなからうか。<sup>(67)</sup>さらに、次のような記述も見出すことができる。<sup>(68)</sup>

多くの族田は、族房が輪番で收租を行い、或いは輪番で耕作を行っている。これら輪番で收租を行い、または輪番で耕作する族田は、おそらくは管理する者の支配の少ないものであろう。

こうした論法でいけば、「多くの族田」は「管理する者の支配の少ないもの」となり、地主・豪紳による族田支配という認識は、まさに單なるドグマでしかないということになろう。

次に、『福建日報』一九五〇年八月六日の記事を紹介することにしたい。内容は「輪田と典地(輪田與典地)」と題されたコラムに見える質疑應答の一部である。<sup>(69)</sup>

〔問〕 祭田はもともと甲・乙・丙・丁の四つの房が輪番で耕作しており、去年は丁が耕作し、今年は甲の番に当たっていた。しかし丁は生活が苦しく、甲が「田圃に」水を引いて播種した後で、繼續して耕作したいと要求してきた。どのように處理すべきであろうか。

〔答〕 祭田の輪番による耕作は、まさに族の規定に據るべきであり、業佃關係によつて處理すべきではない。もしも四人が輪番で耕作し、甲が順番に当たっているとき、丁が生活が苦しいために繼續して耕作することを要求するのであれば、まさに祠内の族人が協議して解決すべきであり、併せて甲の同意を取り付けるべきである。

ここから窺えることは、この「祭田」が「土地鬭争中のいくつかの問題についての決定」の「公堂の管理」に規定され

た「工・農・貧民大衆によつて輪番で管理されて」いる公田そのものだとすることである。すなわち、ここに「搾取」のきわめて少ない族田は確かに存在していたのである。

以上、きわめて限られた事例しか提示できていないが、土地改革前の福建では、族田等の宗族的土地所有が壓倒的比重を占める公地・公田が、必ずしも地主・豪紳が支配・掌握し、農民を搾取する物的基盤であるという、政治性を帯びたステレオ・タイプのものばかりとは捉えられていなかったのであり、宗族内のさまざまな階層が「共同所有者」として名を連ね、或いは貧農のみによつて共有される族田の存在も認識されていたのである。また、閩侯專區の羅源縣における一九五〇年七月の調査によれば、耕地面積の三二・一六％を占める「大量の封建公田（公輪田）」の中で、六〇％ぐらいが「地主・豪強の掌握するもの」であつたといふ<sup>(70)</sup>。そうであるならば、残りの約四〇％には「水利田・義渡田・茶亭田」等の「公益事業田」が若干含まれていたとしても、かなりの比率で「工・農・貧民大衆」が直接的に關わりをもつ族田が存在していたことになる。さらに、近年の研究では、宗族を地主・豪紳の支配・搾取のための裝置と看做す一面的な理解に對する疑義とともに、「宗族内部の不平等關係を誇大視する論法は、福建宗族の實際の狀況には符合しない」という見解さえ提出されているのである。土地改革における公地・公田の「徵收」とは、本來的には、地主の土地と同様に沒收・分配しても構わないというような、それほど單純なものではなかつたのである。

## おわりに

以上、本稿は、「中華人民共和國土地改革法」に依據して實施された新解放區の土地改革をめぐつて、特に福建の土地改革と族田・祭田・祠田等の宗族的土地所有が中心となつていた公地・公田との關連について、初步的な考察を試みたものである。

福建では「土地改革法」が公布された後、一九五〇年十二月から本格的に土地改革が實施され、一九五二年六月には基

本的にその終結を迎えたのであった。しかしながら、本來的には一九五一年の秋以降に行われる豫定であった土地改革が前倒しで實施された背景には、明確な理由が存在していた。すでに参戦していた朝鮮戦争と蒋介石の大陸反攻の可能性に對して危機感を抱いた毛澤東は、五〇年十一月の「緊急指示」の中で、特に福建に對して土地改革の迅速な完成を要求していたのである。そうした現實の前に、福建では土地改革を十分に徹底して行ふ餘裕は存在せず、極力、豫定を早めて迅速に實施・終結せざるを得ない状況へと導かれていったといえよう。

土地改革前における福建の土地所有状況の特徴として、まず何よりも、土地所有に占める公地・公田の割合が華東區の中でも突出して高い數値を示している點を挙げることができる。特に福建の山區においては、四〇%以上、或いは五〇%に迫るほどの高い比率を示す地域さえ存在していた。その一方で、地主・富農が所有する土地の比率はきわめて低く、華東區の他の地域と同様に中農の土地の割合は比較的高い數値となっていた。土地改革において中農の土地を除外すると、福建では公地・公田を地主の土地と同じく沒收の對象としない限り、〈農民的土地所有〉確立のために貧農・雇農に對してそれなりの土地を分配することは初めから不可能であったということになろう。

「土地改革法」第三條では、「祠堂・廟宇」等の公地・公田に對して「沒收」ではなく「徵收」という表現が用いられていたが、そこには地主の土地とは異なるものとして公地・公田に對する微妙な配慮が込められていたと思われる。その後、「華東土地改革實施辦法の規定」では、族田の「徵收・分配」において宗族農民の所有意識に配慮するとともに「少量の祭田」の存續が宗族農民の意志に委ねられることになっていた。こうした華東區の公地・公田をめぐる方針に對して、福建では公田が地主による農民搾取の物的基盤であるという、むしろ時代的に〈後退〉した認識に基づき、少量の族田の留保・存續問題は棚上げにされたのであった。しかしながら、土地改革期の福建における農村調査によれば、公地・公田の中でも壓倒的比重を占める族田は、必ずしも地主・豪紳が支配し、農民を搾取する基盤であるという、政治性を帯びた類型的・劃一的なものばかりではなく、宗族内のさまざまな階層が「共同所有者」として名を連ねるものから、貧農のみに

よって共有されるものまで、種々の存在が認識されていたのである。「少量の祭田」の留保・存続問題は、まさに確かな現實性を有していたといえよう。

福建における土地改革は、以上に論じたところの諸條件を前提として「迅速に」「拍車をかけて」行われたのであった。公地・公田自體は、ほぼすべてが特段の配慮もなしに「徵收・分配」されたものと思われる。福建各地の新編地方志には、かなりの數で土地改革後の土地所有狀況に關するデータが載せられているが、そこでは土地改革前の「公田」が多<sup>73</sup>くは「機動田」と名を替え、土地の比率では多いもので三・九〇%、少ないもので〇・三七%という數値が示されている。そのほかに「養渡田」〇・一三%、「義渡田」〇・一二%という記載も見出すことができる。これらの數値の意味するところについては、更なる史料の収集とともに、今後の課題としたい。

## 註

- (1) 「公地」については、後述の「土地改革法」第三條に「祠堂・廟宇」等の土地と關連して「その他の公地」と規定されている。また「公田」について、例えば、毛澤東は「尋鄔調查」(一九三〇年)『毛澤東農村調查文集』人民出版社・北京、一九八二年、所收、一〇六頁において、「公地主」の範疇に入れられた「祖宗地主」の項目で「公田」という語を用いている。
- (2) 華東軍政委員會土地改革委員會編『福建省農村調查』(華東農村經濟資料第三分冊)、一九五二年、所收、福建省農民協會編「福建省共有田調查」(一九五〇年春)一一〇—一一一頁、參照。
- (3) 例えば、辻康吾『轉換期の中國』岩波書店、一九八三年、
- (4) 一四三頁では、當時の湖南における宗族間の械鬭の存在が記述されている。
- (5) 小林弘二「農村變革再檢討の視角と課題」同編『中國農村變革再考——傳統農村と變革——』アジア經濟研究所、一九八七年、所收、一三三頁。
- (6) 三木聰「土地革命と「郷族」——江西南部・福建西部地區について——」菊池英夫編『變革期アジアの法と經濟』(昭和五十八—六十年年度科學研究費補助金(一般研究A)研究成果報告書)、一九八六年、所收。以下、〈前稿〉と稱する。
- (7) 高橋伸夫「黨、紅軍、農民——閩西根據地、一九二九年—一九三四年——」同『黨と農民——中國農民革命の再檢

- 討——』研文出版、二〇〇六年、所收（原載『法學研究』七七卷八號・同九號、二〇〇四年）。
- (7) 山本眞「福建西部革命根據地における社會構造と土地革命」『東洋學報』八七卷二號、二〇〇五年、同「革命と福建地域社會——上杭縣蛟洋地區の地域エリート傅柏翠に着眼して（一九二六—一九三三）——」『史學』七五卷四號、二〇〇七年、同「民國前期、福建省南西部における經濟變動と土地革命」『中國研究月報』六二卷三號、二〇〇八年、同「一九三〇—四〇年代、福建省における國民政府の統治と地域社會——龍巖縣での保甲制度・土地整理事業・合作社を中心にして——」『社會經濟史學』七四卷二號、二〇〇八年、同「農村社會からみた土地改革」飯島涉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ二〇世紀中國史』三（ゲローバル化と中國）、東京大學出版會、二〇〇九年、所收。
- (8) 小林一美「中共、中央革命根據地における客家と土地革命戰爭」『人文研究』（神奈川大學人文學會）一五五卷、二〇〇五年。
- (9) 鄭浩瀾『中國農村社會と革命——井岡山の村落の歴史的變遷——』慶應義塾大學出版會、二〇〇九年。
- (10) 田原史起『二十世紀中國の革命と農村』（世界史ブックスレット一二四）、山川出版社、二〇〇八年、三五頁。また、奥村哲『中國の現代史——戰爭と社會主義——』青木書店、一九九九年、一一九頁、參照。
- (11) 一九五〇年期の土地改革に關する代表的な研究として、古島和雄「農業革命と農民解放の實態」同『中國近代社會史研究』研文出版、一九八二年、所收（原載、山田盛太郎編『變革期における地代範疇』岩波書店、一九五六年、所收）、天野元之助『中國の土地改革』アジア經濟研究所、一九六二年、加藤祐三『中國の土地改革と農村社會』アジア經濟研究所、一九七二年、野間清『第三次國內革命戰爭期および一九五〇年期の土地改革』山本秀夫・野間清編『中國農村革命の展開』アジア經濟研究所、一九七二年、所收、等、參照。また、中國においても、從來の土地改革研究の劃一性——土地改革の「革命戰爭、鄉村の發展および農民自身の解放に對する積極的作用」を肯定する——という指摘を見出すことができる。張一平「三十年來中國土地改革研究的回顧與思考」『中共黨史研究』二〇〇九年一期、一一一頁、參照。
- (12) 川井伸一「土地改革にみる農村の血緣關係」小林弘二編、前掲『中國農村變革再考』所收。
- (13) 石田浩『中國同族村落の社會經濟構造研究——福建傳統農村と同族ネットワーク——』關西大學出版部、一九九六年、および阮雲星『中國の宗族と政治文化——現代「義序」鄉村の政治人類學的考察——』創文社、二〇〇五年。
- (14) 夏井春喜「日中戰爭期の吳江縣の土地關係簿冊について——吳江縣第二區釵金鄉・東溪冊鄉・清水郷の「佃戶調査冊」——」『北海道教育大學紀要』（人文科學・社會科學編）六一卷一號、二〇一〇年、五五頁、および笹川裕史『中華人民共和國誕生の社會史』講談社、二〇一二年、一九一—一九二頁・一九六頁、參照。

- (15) 「土地改革法」については、数多くの文獻に收録されており、改めて提示する必要もないかと思われるが、取り敢えず、次の二種の文獻を挙げておく。中南軍政委員會土地改革委員會編『土地改革重要文獻與經驗彙編』上册、同委員會、一九五一年、二六―三四頁、所收、および中共中央文獻研究室編『建國以來重要文獻選編』第一冊、中央文獻出版社・北京、一九九二年、三三六―三四五頁、所收。なお、邦譯については、日本國際問題研究所中國部會編『新中國資料集成』三卷（一九四九年一月―一九五二年）、日本國際問題研究所、一九七二年、一三一―一三七頁、參照。
- (16) 天野元之助、前掲『中國の土地改革』七九頁。
- (17) 例えば、古島和雄「土地改革と富農問題」同、前掲『中國近代社會史研究』所收（原載『社會科學研究』九卷一號、一九五七年）、野間清、前掲『第三次國內革命戰爭期および一九五〇年期の土地改革』、濱口允子「地主富農階級區分考」『中國——社會と文化——』一二號、一九九七年、等、參照。
- (18) 中國では近年、特に江南地域の公田について詳細な研究が發表されている。鍾霞「蘇南土改中の農村公地問題」『江蘇大學學報』（社會科學版）六卷五號、二〇〇四年、王瑞芳「土地制度變動與中國鄉村社會變革——以新中國成立初期土改運動爲中心的考察——」社會科學文獻出版社・北京、二〇一〇年、參照。
- (19) 明清以降の福建の宗族・族田に關する最も詳細な研究として、陳支平『近五百年來福建的家族社會與文化』生活・讀書・新知三聯書店・上海、一九九一年、および鄭振滿『明清福建家族組織與社會變遷』湖南教育出版社・長沙、一九九二年、參照。
- (20) 『福建日報』一九五〇年八月十七日、「福建解放以來大事記」。また、福建省地方志編纂委員會編『福建省歷史地圖集』福建省地圖出版社・福州、二〇〇四年、九四―九五頁、所收「解放福建進軍路線和重要戰役」參照。
- (21) 『福建日報』前掲「福建解放以來大事記」。
- (22) 『福建日報』一九四九年十一月七日、「福建省人民政府布告（民字第四一號）。また『福建日報』前掲「福建解放以來大事記」および中華人民共和國福建省『福建省志』（大事記）六、中華人民共和國成立後、方志出版社・北京、二〇〇〇年、二七三―二七四頁、參照。以下、中華人民共和國福建省地方志については、新編『〇〇縣志』等と略稱する。
- (23) 『福建日報』一九四九年十一月十六日、「中共福建省委關於如何具體執行華東局新區農村減租暫行條例的指示」。
- (24) 『福建日報』前掲「福建解放以來大事記」。なお、當該記事によれば、農民代表會議が開催され、或いは農協籌備會・農民協會が成立した縣（月日）は、四九年が林森（十月三十一日）、福清（十一月六日）、長樂（同十日）、閩清（同十六日）、古田（同二十三日）、龍溪（十二月十三日）であり、五〇年が南靖（一月八日）、詔安（同九日）、漳浦（同十八日）、雲霄（同二十三日）、南平（二月二十七日）、

仙遊（三月十二日）、建甌（同十八日）、閩侯（四月一日）、連江（同十五日）、霞浦（同二十一日）、柘榮（同二十六日）等であったという。なお、林森縣は一九五〇年四月に名稱が元の閩侯縣に變更されている（『福建日報』一九五〇年四月二十日、「林森縣恢復原名閩侯」）。

(25) 前掲、『福建省志』〈大事記〉二七八頁。

(26) 『福建日報』前掲『福建解放以來大事記』および前掲、新編『福建省志』〈大事記〉、二七九頁。

(27) 『福建政報』一九五〇年九期、華東軍政委員會「華東土地改革實施辦法的規定（辦秘字第一〇一八號／一九五〇年九月十五日）」および同、所收、福建省人民政府「關於轉發華東軍政委員會土委會通告的通告」（一九五〇年九月二十五日）。後者によれば、各城鎮における大量の揭示、各地の新聞紙上での連續掲載、映畫館における連續上映、および放送局による連續放送を通じて宣傳は行われたようである。

(28) 「華東土地改革實施辦法的規定」は、華東軍政委員會財務委員會編『華東區財政經濟法令彙編』下冊、華東人民出版社・上海、一九五一年、一九七六—一九八六頁にも收録されているが、そこでは「中央人民政府政務院の批准をうけて、一九五〇年十一月二十六日に公布」と記されている。

(29) 新編『福建省志』〈農業志〉、第二章第二節、所收「土地改革」、中國社會科學出版社・北京、一九九九年、四二頁。また『福建政報』一九五〇年二一期、郝可銘「爲完成全區六縣土地改革而奮闘」、參照。

(30) 「土地改革法」第十一條では、土地の分配は「郷、或いは郷に等しい行政村を單位として」行うことになっていた。

前掲『土地改革重要文獻與經驗彙編』上冊、二八頁、および前掲『新中國資料集成』三卷、一三二頁、參照。

(31) 前掲『福建省志』〈農業志〉、四二四—四三頁。また、陳于勤「福建省土地改革運動探討」『黨史研究與教學』一九九四年一期、四五—四七頁、參照。

(32) 前掲『福建省志』〈大事記〉、二九二頁。

(33) 例えば、新編『泉州市志』第一冊、卷五、經濟綜述、第一章第一節、所收「農村所有制變革」、中國社會科學出版社・北京、二〇〇〇年、五三四頁によれば、晉江專區では一九五〇年十一月に十七郷で典型試驗が開始され、翌年一月、典型試驗を總括した後、四グループに分けて土地改革が實施された。人口稠密な「沿海平原地區」から始まり、次に「半山區」へと移り、最後に「山區」の安溪・永春・德化三縣で行われ、五二年七月に終結したという。

(34) 新編『福清市志』卷四、農業、廈門大學出版社・廈門、一九九四年、新編『閩清縣志』卷四、農業、群衆出版社・北京、一九九三年、新編『羅源縣志』第五篇、農業、方志出版社・北京、一九九八年、所收の各「土地改革」の項、參照。

(35) 新編『莆田縣志』第五篇、農業、中華書局・北京、一九九四年、新編『仙游縣志』第四篇、農業、方志出版社・北京、一九九五年、所收の各「土地改革」の項、參照。なお、一九五一年段階における福建の專區の領域については、福

建省民政廳編『福建省行政區劃地圖集』福建省地圖出版社・福州、二〇〇七年、一四頁、參照。

- (36) 『福建政報』一九五〇年七期、饒漱石「爲完成華東土地改革而奮鬥」。また當該報告は、前掲『華東區財政經濟法令彙編』下冊、一九八六―一九九六頁にも收録されている。

引用箇所は、前者では一頁、後者では一九八七頁。

- (37) 前掲、新編『福建省志』〈大事記〉、二八二頁。

- (38) 『建國以來毛澤東文稿』第一冊、中央文獻出版社・北京、一九八七年、六六九―六七〇頁、所收「關於加強華東軍區領導和做好剿匪工作的電報」一九五〇年十一月十七日。

- (39) ほぼ一月前の同年十月十九日、中國人民義勇軍は鴨綠江を渡河して朝鮮戰爭に參戰していた。その間の中國共產黨中央の政策決定については、朱建榮『毛澤東の朝鮮戰爭——中國が鴨綠江を渡るまで——』岩波書店、一九九一年、參照。

- (40) 『福建政報』一九五〇年二期、中共中央華東局「關於提早完成土地改革的指示」一九五〇年二月五日。また當該「指示」は、前掲『華東區財政經濟法令彙編』下冊、一九九六―一九九八頁にも收録されている。なお、饒漱石が毛澤東の指示を承けて土地改革の新たな方針を打ち出したことについては、莫宏偉「饒漱石與華東新區土地改革」『江蘇大學學報』〈社會科學版〉八卷三期、二〇〇六年、二三頁、參照。

- (41) 『福建政報』一九五〇年増刊、張鼎丞「爲完成福建土地改革而鬭爭」。前掲『福建省志』〈大事記〉二八二頁、參照。

- (42) 奥村哲、前掲『中國の現代史』一一九頁では、解放後の土地改革が「朝鮮戰爭が勃發したことによって、テンボが早められるとともに、實際の方式も急進化していった」と指摘されている。

- (43) 中國共產黨編年史編委會編『中國共產黨編年史』五（一九五〇―一九五七）、山西人民出版社・太原／中共黨史出版社・北京、二〇〇二年、一七四一頁。劉少奇「關於土地改革問題的報告」は、前掲『土地改革重要文獻與經驗彙編』上冊、七―二四頁、および『劉少奇選集』下巻、人民出版社・北京、一九八五年、二九―四七頁、等に收録されている。なお、邦譯については、前掲『新中國資料集成』三巻、一〇八一―一一一頁、參照。

- (44) 前掲『劉少奇選集』三二―三三頁。また、前掲『新中國資料集成』三巻、一〇一―一一頁、參照。

- (45) 本文で後述する華東軍政委員會土地改革委員會編『江蘇省農村調查』〈華東農村經濟資料第一分冊〉、一九五二年、等、全五冊の調査資料、參照。

- (46) 『福建日報』一九四九年十一月二十六日、「農村調查之二——從一個保的調查我們體會到了些甚麼——」（南平縣西芹鎮興集保、同、同年十二月五日、「林森義序鄉的封建剝削情況」、同、同年十二月十八日、「林森蘭園村工作組、進行農村情況調查、領導群眾劃分出租戶階級」、同、一九五〇年一月二十七日、「農村調查之四——不減租能活下去嗎——」（建甌縣朝天門村、同、同年四月十二日、「農村調查之五——古田六區前壠保的農村概況——」、同、同年八

月二十九日、「南平專區六個村調査——祭・廟・社田的迷信浪費——」等。

- (47) 最も分量の多い前掲『江蘇省農村調査』には「蘇南農村調査」として八十九件にも及ぶ各地の「農村經濟概況」や各種の「情況調査」等が收録されている。他方、最も少ないのは前掲『福建農村調査』で、わずか十七件の各種「調査」が收められているだけである。

- (48) 『華東區土地改革成果統計』には、先の五種の『農村調査』と同様に奥付は見られず、その替わりに「内部資料」という字句が印刷されている。

- (49) 「土地改革前華東各省（區）市農村各階級（層）土地佔有情況統計表」では「省別」として蘇北・蘇南・安徽・浙江・福建・南京・上海」の七項目ごとに數値が整理されているが、蘇北はわずか十郷という、他の地域と比べて極端に少ないデータに基づくものであり、また「土地改革前華東農村各階級（層）土地佔有情況統計」の「説明」では、華東區全體の數値にも反映されていないという。従って、蘇北についてはここでは省略した。また、都市部に當たる南京・上海についても省略した。なお「省別」といながら江蘇省が蘇北と蘇南とに分かれ、南京・上海が別建てとなっているのは、一九五〇年一月に華東軍政委員會が成立した後、管轄區域が山東・浙江・福建の三省、蘇北・蘇南・皖北・皖南の四行署區、および南京・上海の二直轄市に分けられていたからであろう。范曉春『中國大行政区——一九四九—一九五四年——』東方出版中心・上海、二

〇一年、九六頁、參照。

- (50) 特に蘇南については、すでに森正夫氏が「郷族」をめぐる——厦門大學における共同研究會の報告——『森正夫明清史論集』二卷（民衆反亂・學術交流）、汲古書院、二〇〇六年、所收（原載『東洋史研究』四四卷一號、一九八五年）、四八二頁において、明代から土地改革期まで繋がる「小民的土地所有」の廣汎な展開に注目されており、また、濱島敦俊氏は「江南に『封建』有りしや？——一九三〇年代上海郊區の地籍圖から看る——」吉尾寛編『民衆反亂と中華世界——新しい中國史像の構築に向けて——』汲古書院、二〇一二年、所收、一七三—一七四頁において、江南では「自作農の比重がきわめて高い農村が、革命前に、形成されていた」と指摘されている。

- (51) すでに小林一美氏は、前掲『中共、中央革命根據地における客家と土地革命戰爭』一五二—一五六頁において、新編地方志による湖南・江西・福建の公田比率データを紹介されているが、福建については十六縣・地區のデータが擧げられている。

- (52) 一九五〇年六月十三日、省編制委員會によって福建の縣および市の等級が確定された。それによれば、當時の福建には、福州・厦門の二市を除いて、六十七の縣が存在していた。前掲『福建省志』《大事記》二七八頁、參照。

- (53) 泉州市および三明市の數値については、「表6」の「典據」(16)・(27)參照。

- (54) 『福建省農村調査』所收、前掲『福建省共有田調査』一

○九頁では、すでに「共有田の占める割合」について「一般的には、閩北・閩西では五〇%以上を占めており、沿海各地では二〇―三〇%を占めるだけである」と指摘されている。

- (55) 「土地改革法」第七條、前掲『土地改革重要文獻與經驗彙編』上冊、二八頁。また、前掲『新中國資料集成』三卷、一三三頁、参照。

- (56) 以上については、特に〈前稿〉六三―六四頁、参照。「關於土地鬭爭中一些問題的決定」の引用箇所は、江西省檔案館・中共江西省委黨校黨史教研室編『中央革命根據地史料選編』下冊、江西人民出版社・南昌、一九八二年、五二七頁による。邦譯については、日本國際問題研究所中國部會編『中國共產黨史資料集』六卷、勁草書房、一九七三年、四二〇―四二二頁、参照。

- (57) 「關於劃分農村階級成份的決定」については、前掲『土地改革重要文獻與經驗彙編』上冊、三九―六三頁。また、前掲『新中國資料集成』三卷、一五一―一六九頁、参照。

- (58) 前掲『福建政報』一九五〇年七期、三頁、および前掲『華東區財政經濟法令彙編』下冊、一九九〇頁。

- (59) 〈前稿〉五八頁および六四頁、参照。

- (60) 前掲『福建政報』一九五〇年九期、四八頁、および前掲『華東區財政經濟法令彙編』下冊、一九八一―一九八二頁。

- (61) 〈前稿〉六四頁、参照。

- (62) 前掲『福建政報』一九五〇年増刊、一〇八頁。  
(63) 註(46) 参照。

- (64) 〈前稿〉六〇―六二頁、および山本眞、前掲「福建西部革命根據地における社會構造と土地革命」四九―五二頁、参照。

- (65) 前掲『福建省農村調査』所收、「福建省共有田調査」一〇九頁。

- (66) 同前、一一四頁。

- (67) こうした調査内容は、何も福建に限ったものではない。例えば、同じく、既述の『浙江省農村調査』所收、中共衢州地委政研室編『江山縣公共土地調査』（一九五〇年五月）二七七頁には、淤頭村の毛氏宗族について「大宗祠には族長三人、總經理一人、經理十四人（すべて本姓の者で、地主一人、富農二人、中農五人、貧農七人）が置かれ、族中の大小の事柄を把握し、……」という記述が見られる。また『安徽省農村調査』所收、中共皖南區黨農委會編『皖南區農村土地情況』（一九五〇年六月一日）七頁でも「歙縣岩寺區東場村には大小五カ所の祠堂があり、その中の鮑家祠堂の管理者の階級成分は、地主が六人、中農が二人、貧農が三人、その他の成分が二人である」と書かれている。

- (68) 前掲『福建省農村調査』所收、「福建省共有田調査」一五頁。

- (69) 『福建日報』一九五〇年八月六日、「大衆園地／輪田與典地——答潘松官・陳擔・趙修益・鄭壽湯諸先生——」。

- (70) 新編『羅源縣志』第五篇、農業、方志出版社・北京、一九九八年、一七四頁。

- (71) 同前。

- (72) 陳支平、前掲『近五百年來福建的家族社會與文化』九一—九二頁。また、劉永華「明中葉至民國時期華南地區族田和鄉村社會——以閩西四堡爲中心——」『中國社會經濟史研究』二〇〇五年三期、五七—五八頁では、族田の「本族（房）族人」に對する佃租率が「私人地主」のそれよりも低く、「宗族制度自體は佃農の境遇に對して大いに益するところがあった」と指摘されている。
- (73) 取り敢えず、新編『浦城縣志』卷六、經濟綜述、中華書局・北京、一九九四年、二四四頁、および新編『德化縣志』第四篇、農業、新華出版社・北京、一九九二年、一三五頁、等、參照。
- (74) 新編『將樂縣志』卷五、農業、方志出版社・北京、一九九八年、一八〇頁、および新編『尤溪縣志』農業志、福建省地圖出版社・福州、一九八九年、一一六頁、參照。

〔附記〕 本稿の擧筆後に、山本眞「一九五〇年代初頭、福建省における農村變革と地域社會——國家權力の浸透過程と宗族の變容——」奥村哲編『變革期の基層社會——總力戰と中國・日本——』創土社、二〇一三年、所収に接した。本稿の内容と大きく關わるものであり、併せて參照されたい。なお、史料収集の面で、北海道大學文學研究科の吉開將人氏および京都大學人文科學研究所（研究員）の城地孝氏の御援助を賜った。ここに記して感謝の意を表する次第である。本稿は、三菱財團助成「前近代東南中國の比較地域史研究」（代表吉開將人）による研究成果の一部である。

## LAND REFORM IN FUJIAN DURING THE 1950S AND CORPORATE LANDS

MIKI Satoshi

This article is a preliminary attempt to explore the relationship between the land reform and corporate lands in newly liberated areas, especially those in Fujian.

After the Land Reform Law was promulgated in June 1950, implementation of land reform was in full swing by December 1950 in Fujian and essentially completed by June 1952. Early implementation of land reform, which had originally been scheduled to commence in the autumn of 1951 at the earliest, was due to the emergency directive of Mao Zedong, who was alarmed by the Korean War and the possibility of a counterattack on the mainland China by Jiang Jieshi. Mao Zedong ordered the Fujian government to complete land reform as quickly as possible. In the face of this pressure, the Fujian government had no other choice but to hasten land reform at the expense of accuracy and thoroughness.

The characteristics of land ownership in Fujian before land reform was as follows: the percentage of corporate lands was much higher than in other areas of East China; it reached 40 to 50 per cent in some mountainous regions in Fujian. In contrast, the percentage of land owned by landlords and rich peasants was extremely low. The percentage of land owned by middle peasants was relatively high as in other areas of East China. Since the land owned by the middle peasants was to be untouched, it was impossible to allot reasonably sized parcels of land to the poor peasants and the hired hands in order to establish “peasant land ownership,” unless corporate lands as well as the land owned by the landlords were to be expropriated.

Article 3 of the Land Reform Law stipulates that the corporate land such as that owned by ancestral shrines should be “collected” (*zhengshou* 徵收), not “expropriated” (*moshou* 沒收). The choice of the word “collect” indicates that close attention was paid to the difference between the corporate lands and the land owned by landlords. According to the regulations of the Measures for Implementation of Land Reform in East China, when collecting and re-allotting the land owned by clans, special attention should be paid to the sense of ownership held by clan members, and reservation and continuation of small parcels of land for ancestral worship were permitted if the clan’s members so desired. In contrast, in Fujian, the corporate lands were considered to be the material basis of the

exploitation of peasants by landlords. This outdated conception caused the issue of how to deal with the land for ancestral worship to go unaddressed. However, a survey of rural Fujian during the land reform era shows that there existed different perspectives on the land owned by clans, which consisted mostly of the corporate lands. While some thought the lands owned by landlords and the despotic gentry had become tools of control and exploitation of the peasants, others understood them to be owned by clan members, poor and rich alike, and still others recognized them as shared exclusively by poor peasants. Given the unique situation in Fujian, it can be said that the issue of the reservation and continuation of small parcels of land for ancestral worship was one that undoubtedly had real consequences.